

新潟県職員及び市町村立学校職員に対する児童手当の認定及び支給に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第44号

新潟県職員及び市町村立学校職員に対する児童手当の認定及び支給に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

新潟県職員及び市町村立学校職員に対する児童手当の認定及び支給に関する権限の委任に関する規則（昭和46年新潟県規則第110号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項又は第180条の2の規定に基づき、児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条の規定により、同条第1項の表の2に規定する県職員及び市町村立学校職員に対して適用される児童手当の認定及び支給の事務のうち、次の表の左欄に掲げるものを、それぞれ同表の右欄に掲げる者に委任する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>病院局の職員に対して適用される児童手当の認定及び支給の事務（新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）第3条に規定する局本庁に所属する職員であつて、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）別表第1の行政職給料表の適用を受けるものに対して適用される児童手当の認定の事務を除く。）</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>病院事業管理者</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>企業局の職員に対して適用される児童手当の支給の事務</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>企業管理者</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>教育委員会の職員及び市町村立学校職員に対して適用される児童手当の認定及び支給の事務（教育委員会の事務局の職員及び教育機関の職員（市町村立学校職員を除く。）に対して適用される児童手当の認定の事務を除く。）</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>教育委員会</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>警察職員に対して適用される児童手当の認定及び支給の事務</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>警察本部長</p> </td> </tr> </table>	<p>病院局の職員に対して適用される児童手当の認定及び支給の事務（新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）第3条に規定する局本庁に所属する職員であつて、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）別表第1の行政職給料表の適用を受けるものに対して適用される児童手当の認定の事務を除く。）</p>	<p>病院事業管理者</p>	<p>企業局の職員に対して適用される児童手当の支給の事務</p>	<p>企業管理者</p>	<p>教育委員会の職員及び市町村立学校職員に対して適用される児童手当の認定及び支給の事務（教育委員会の事務局の職員及び教育機関の職員（市町村立学校職員を除く。）に対して適用される児童手当の認定の事務を除く。）</p>	<p>教育委員会</p>	<p>警察職員に対して適用される児童手当の認定及び支給の事務</p>	<p>警察本部長</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項又は第180条の2の規定に基づき、児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条の規定により、同条第1項の表の2に規定する県職員及び市町村立学校職員に対して適用される児童手当の認定及び支給の事務（<u>企業局の職員、教育委員会の事務局の職員及び教育機関の職員（市町村立学校職員を除く。）</u>に対して適用される児童手当の認定の事務を除く。）を次の者に委任する。</p> <p>(1) <u>病院事業管理者</u> (2) <u>企業管理者</u> (3) <u>教育委員会</u> (4) <u>警察本部長</u></p>
<p>病院局の職員に対して適用される児童手当の認定及び支給の事務（新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）第3条に規定する局本庁に所属する職員であつて、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）別表第1の行政職給料表の適用を受けるものに対して適用される児童手当の認定の事務を除く。）</p>	<p>病院事業管理者</p>								
<p>企業局の職員に対して適用される児童手当の支給の事務</p>	<p>企業管理者</p>								
<p>教育委員会の職員及び市町村立学校職員に対して適用される児童手当の認定及び支給の事務（教育委員会の事務局の職員及び教育機関の職員（市町村立学校職員を除く。）に対して適用される児童手当の認定の事務を除く。）</p>	<p>教育委員会</p>								
<p>警察職員に対して適用される児童手当の認定及び支給の事務</p>	<p>警察本部長</p>								

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。